日本社会薬学会第31年会(鈴鹿医療科学大学)一般演題41番 2012年9月16日 13:15-14:00

イレッサ訴訟高裁判決(東京 = 20 11年、大阪 = 2012年)の不当性

○榎 宏朗、片平洌彦(新潟医療福祉大学大学院)、中村雅人(ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所)

# 研究の背景

イレッサ訴訟は、地裁では企業(大阪)、国・企業(東京)の責任を認めたが、東京・大阪両高裁は原告全面敗訴の判決を下した。

イレッサ訴訟に関しては、本学会においては、 片平・中島(社会薬学、28(2)110、2009)、片平・ 小池・宮地(社会薬学、30(2)50-52、2012)の 報告があり、いずれも被告側の責任を指摘した。

## 本研究の目的

本研究は 法学と片平らが提唱する 予防福祉学の観点 から 両判決の法的判断の 妥当性を検証することである。

## 方法

訴訟における法廷 提出証拠資料、 過去の薬害訴訟判例等 文献的考察を行なった。

## 予防福祉学とは

「予防福祉学」は「福祉的支援の必要な社会的被害の原因を解明し、そのような状態に陥ることを防ぐための方策を明らかにする学問分野」として片平によって定義され命名されたものである.

この概念は片平の薬害の領域における研究から導かれた理論である。その課題は「『要援助者』を『要援助』の状態にならしめた社会的原因を明らかにし、その原因除去の方策を明らかにすること」である。

# 東京高裁判決の結果

東京高裁判決では、東京地裁がイレッサ と間質性肺炎等の肺障害との因果関係 を認定した23例を全て「因果関係がある 可能性ないし疑いがある」とは言えても、 「因果関係がある」とまでは認定すること ができない」として「添付文書の記載に欠 陥はなかった」とし被告企業と国の責任を 不問にした。

# 大阪高裁判決の結果

大阪高裁判決では、承認当時、副作用として扱うべき 間質性肺炎の発症例は19症例、うち副作用死亡例は 11例と認定しているが「死亡との因果関係が比較的明 確といえるのは1例」でその他の症例は「因果関係を否 定することまではできないという症例、詳細が不明なた めに因果関係を否定することができないという症例」で あったとし「安全性の評価は、個別の具体的因果関係 の強弱をも考慮して総合評価すべきもの」として結局被 告側を免責した。

# 考察

以上の判決を本研究の観点から考察した結果、以下の点で妥当性を欠き、不当と考えられる。

- (1)薬事法と製造物責任法の目的・趣旨に照らして不当
- (2)過去の判例に照らし不当
- (3)今後の被害を容認する結果をもたらし不当

# (1)薬事法、製造物責任法の目的・趣旨に 照らし不当①

東京高裁判決は、「因果関係がある可能性ないし疑いがある」症例を幅広く「副作用症例」として扱うことは、「薬事行政上の運用指針として合理性がある」ことを認めている.

また、薬害エイズ事件の「反省を踏まえ」1997年3月に制定された「医薬品等健康危機管理実施要領」には、「医薬品等における危機管理の基本的心得」の2に、「因果関係が不明である場合又は入手した安全性情報が不確実なため健康被害の発生のおそれの有無が直ちに判断できない場合には、常に最悪の事態を想定して、安全対策の立案、実施に努めるものとする」と明記されている。

# (1)薬事法、製造物責任法の目的・趣旨に 照らし不当②

現在、医薬品等の承認審査をしている医薬品医療機器総合機構(PMDA)が医薬関係者に「お願い」している副作用等の報告で「報告対象となる情報」の欄にも、「医薬品又は医療機器との因果関係が必ずしも明確でない場合であっても報告の対象となりえます」と記されている。

「製造物責任法」や「民事訴訟法」を読むと、確かに「公害罪法」第5条のような規定はない、しかし、これは「薬害罪法」のような法律が制定されていないためであって、「薬事法」や「製造物責任法」の制定目的や趣旨からすれば、前記のような運用実態や、下記のような「判例」を踏まえて判断すべきであり、刑事訴訟法のような「疑わしきは罰せず」原則を基本的に適用することが適切とはとうてい言えないであろう。

## (2)過去の判例に照らし不当

薬害スモン訴訟以降、これまでの薬害訴訟判決の多くは、医薬品と被害との因果関係が公的には確認されていないが、「その可能性がある」あるいは「因果関係が否定できない」段階であっても、被害発生の「予見可能性」と「回避可能性」が認められれば、「疑わしきは罰す」と判断して原告被害者勝訴としていることが認められる。

### (2)過去の判例に照らし不当①

例えば、薬害スモン事件では、キノホルムがスモンの 原因である可能性が初めて日本で指摘されたのは 1970年8月、この説に基きキノホルムの販売が停止さ れたのは同9月であるが、その後に全国各地で起こさ れたスモン=キノホルム薬害訴訟では、キノホルムが スモン症状を起こすことは、1935年にアルゼンチンで症 例が報告され、被告企業も「知っていた」ことが明らか になり、「予見可能性」「回避可能性」が認定された。 (資料1)

# スモンの予見可能性についての

性を指揮していたとは取り上げ りるのでしゃとなったのない 和整理の言の「原理」で、 るといいでは、町部町野

一番華(第三等)、艾

ルの雑誌にお切されたため、だれも与るなかった」と思うしてきためのをくつかえず。新年記され たしという事実を受容にのた。被告のメーカー研が、これ言やの監判と「それは非常に小言なローカ に「国党の子べ社(スイスの多益類製造企業テバガイギー社の前数)はその経載の内容を知ってい ひら・きにひこ)東京巨科協科が報信兵派が発展的でもベーン研究の学者グループは、二十五日につ し、音響で行われているステン語等に大きな影響を与えならい。 十三、にアルセンチンの際選挙門舞に目でいた。これ、するに関与るに出ているが、は古の後(かた)一戦、ビネボルム(子が登名)、キ |マモンの諸国をなられるマノホルと同じ「神経報告のある」と指揮した意文が、| 九三五十(昭和)| セモスかいいなりの)を載しく地

# 予見可能性訴訟に新たな波紋

lat

是が、大意思学人の意思に対し、このの時代に音景、グラビッツ、表して。テノホル自然の感因に トゼル大学医学部(スイス)数 | 数の目引(インデックス・メディー)、一人は下放でになるのが概念 日本テパガイギー社の自動による一を欠いていた。 地数などのスランと利でも取り上一寸はない」と気管したが、当時、一パロス乗りの様文に、グラビュ 「クアルジンテンマの論文のこと「論文のあと、「唐学三月二十一日今」「含合かも知れたいが、思答におう き。このことは、全役組織や信用 ガイギーを次入手できなったに かった。 語「ラ・セマナ・メディカ」に発したのできた医学域。スイス・チバーら返復までもあっていたことがわ ハインリッヒ・ヒ・ケーザー・ス 三年二月にアルゼンチンの医路雅 | 井藤田は「殿前、日本でも跳むこ | 当時の子が紅にも連載、食工倒か ブッセ・グラビッツ传北が一九三一所起されていたことから、原言同一ツ胎文と対するコメントやコレ、 元について、ドイツの巨鉛である と考えていた。 回転が製化大学に 合義地域では報告に行、数官のからのか、についての。ようを、にうノベル会を一日し、正文教 半ノホル人用と電話障害との関一をしたれも大学が知らなかった。一の同時に、アルゼンシの民族に \*\* 立て町できば、世界の陸文献 た に 関火港 などの 間に 月を起こ メーカーがその音楽を見っていた マ浄土の験文(アミーパ語の思答 エンリケ・パロス降士がグラビッ

かっただったようべいか

怪、は言とも、言語 「スモンニンボルの段録

性をあらないの知ることができた

らの意味をでき、現代 る予号にかくうと思いい

ノボル会のでも、整要「悪人」一人子芸術(全のはが、整 ・これにグラビッツ等士の数文に一和解紋が現台、被母型方に出て設 な神経験という程度でしたを養養 (空間のなだな)の対対策を提示し たる、こなの要素のなど 一巻でも前例の近江西部間となっ た。喜に張密に、悉

**勤三三百人、据起户原境家** 

二十一地野寺われ、原物地は

學、圣》野場一、會

世二五八七個門題を 注

ことは、おは今年なる問題いでは う理念げで、一家の必ずを続ける 家やったらからせること。とい ちだとしてきばらかの産 発記学信息をといい は、言にの場かまで一根 で、ベス理性の動物に 出た経経接管の原発をパロスが十、引している。 との振奏もらっていた。同様と一ては、皮肤も残っていたいのでわ のテバ社に連絡、これに対し、今 世頃から「機能提供に接近する」 一路いている。 くわしいは位につい が直接診断した程気によるもの 管学的・日本バガイデー社

なく、舞芸の問題だと高しい 語で流ていた。ころ がたった た場合、受害的問題に からたが、バスなどの指摘し パロス設士は和当何が終かったと 助の経験をもります。おはいのな お高南(金い窓)に 等の。農 発心はモ 社会選の昭 グラビッツが丁と 李芸がぞで、関して の名の観光でき、有経

13

#### (2)過去の判例に照らし不当②

1969年以降設置された厚生省研究班の学際的研究の結果、キノホルムとスモンとの因果関係が「決定的になった」と総括されたのは1975年3月であった.

つまり、科学的に因果関係が決定的になるには被害発生からの時間差が生じる。

仮にイレッサの東京高裁判決に従うならば、1970年以前に罹患したスモン被害者たちは、全員が、訴訟では「敗訴」ということになってしまうのである.

## (2)過去の判例に照らし不当③

1988年3月に出され、被告企業の責任を指摘したクロロキン薬害訴訟東京高裁判決では、以下のようなくだりがある.

「被告吉富及び小野は、医薬品の副作用の疑いが動物実験や病理学的、生化学的な検討など基礎医学的研究によって科学的根拠をもって合理的に推認されるものと評価された段階で、初めて製薬業者はこれに対処する法的義務を負うと主張しているが、これでは遅きに失することが明らかであり、むしろ右のような疑いが科学的根拠をもって否定されない以上は、直ちに結果回避措置を講ずべき義務が生ずるものというべきである」

(資料2-3)



(日利)

発行所 東京都千代田区一つ場 月-1 (無候書号 100) 毎日新聞東京本社 章 15 (03) 212-0321 章 15 (03) 212-0321 ○ 毎日新聞社 1982



けさひらく言葉 女らのことを だがそぞろに心あこがれやまぬならば、うたえ、恋の

一種は最かし、いっしていても言いがくか。 若くして来るがない。 数の三十代を当から、物土能を養みして、指者にきらめてイッシア 数に描せ、ドゥインの1世で春かれた。 上の、七年の、人生を表相り たがは「最後、いれしていても言いがくか。若くして来るがない。 ざわめきの声」と、強の危機を、透明無限の言葉で拵えた。

1982年(昭和57年) 2月2日(火曜日)

# 認容額17%、原告側は控訴 能

着一人当たり六千九日九十万円-千七十五万円)、家駅分り合め起館「十八億八千六日八十万日を交払うよ、三者の過失を認定して取者ハ十八人会員に対し合計」「十七億一千五日八十八万円(億 がらはずすよう製薬会社に合じるべきだった。と対応の遅さを厳しく批判した。ただ観音情が請求の約六分の 被害的止を怠った重大な過失がある」と指摘。国についても「四十年六月には解釈態をクロロキンの遊応症 松」の判決が一日午後、東京地裁民事二十五郎で言い復された。近藝浩武裁判長はクロロキンと眼障害の民 う命じた。四裁判長は製築大社に関し「三十五年一月の時点で外国文献により網線提発生を予見できたのに 六人が団と六智要会社、十四の医療機関を担手取り百六十六概余円の損害賠償を求めた「クロロキン薬害訴 以下にとどまっていることなどに原告傾は不満を示し、同日夜の原告、弁腰団会議で技能を挟めた。 **腎**(じん) 炎の特効薬といわれたクロロキン製剤を展用、失明など目に障害の出た患者、家族ら二日六十

(3回に判決要員と解説、19回に関連記事)

FFR

2 13 WWWW.

# 制裁的慰謝料。は退ける も三十六年末までには解散療をク ったの三十人年三月になり解疾患

郊干

・ 販売し始めた料計薬化上(東区) ・ 販売し始めた料計薬化上(東区) ・ 上む「このような前腺能の発生 義務を怠り、微然と促進、販売を続 を未然に防止するための結集回避 位上、その様欠責任は東大

続いて国の責任に触れ「安全性

を担当して、初めて売び出された。 育 典が建 応 您に追加された。 育 典が建 応 您に追加されたのは 三なりこて 駅 売 大年、大々の大きなのかさったのがきっかけで

ロリスーマナクの出版業とし の対スーマナクの出版業とし

クロロキン

これにない、原生省は四十二 とか、原生省は四十二 を対えば購入できない「要担示が なげれば購入できない「要担示が なげれば購入できない「要担示が 数社が追随、本格的角度が始まった。 を文章で医師に連知したりし を文章で医師に連知したりし 製業会社の自主的判断とい うととで、製造中止となった。 の恐れを書き込んだら、その音 「使用上の注意」として設理者

それを消まえたうろで「担当の」で 単生者を消費と同じたでも数性で例 たり、同年生でに自太空も数性にの 発記 事実 を知 たり、同年生でに自太空も数性で例 た 道承総を報回するなどの権限があ る」との一般前を利示。 たしなどの事何からすれば「解生 に、製薬会社は適切な対策をとっ

ン網携性の危険が将来もあるの「キンの選応収から採除するよう命」との時点で採の過失をよられた。 対し、てんかん、質疾患をクロロ た競技上の義務選及があった」と 類(左) 〒-目午後3時15分 数成原告問長(右)後継外提出

インフ 不算人は不満 V

たいとの方針でまいりましたが、出来る
 を考める様ので納得を得られず
 を

リルケードゥイノの意歌」高安国世紀

というである。 をとしては今後との種の包含が生 をとしては今後との種の包含が生 をとしては今後との種の包含が生

ンの配用を終えていた販管二人を一般的料。に関し、判決は「損害のこのため、同月までにクロロ中一級り込むごう求めていた。制裁的

四十二年末の時点ではクロロキン 除さ、時間質にがあるとした。 て、最次責任を肯定した。原告制 公開を続けた十四の阪寮機関に収 でも、判決は「一般開業医であ、 また、原台側が四十六年以降も についても、利供は「物価水像の 上昇に見合うなとして創告例が主 原告側の籍状領は地管一人当た

区には条理上、制作用が判明し、 改定前の祭事法の下でも「原生大 の復保」がうたわれていなかった

社の「故意」、医療機関の「質問 は対きの責任と関し、四、数数会 

利於は競技に、損害額について

一百



(日刊)

発行所 東京都千代田区――梅 発行所 東京都千代田区――梅 第 50 (03) 212-0321 海 55 (03) 212-0321 ※ 55 (03) 212-0321 ※ 56 (03) 212-0321 ※ 66 (03) 212-0321 ※ 66 (03) 212-0321 ※ 66 (03) 212-0321



こんばんは 女たちの週末

9

から三十八年にかけて腎臓病 所らの特効薬として小野薬品など 市に定がけて腎臓病 所とかけて腎臓病 所との特効薬として小野薬品など 市に定め出した。し 郎さん

6、7回に暮らしの情報ルーム

かし、次第に視力障害の副作 中二年、劇業、要指示医薬品 とし、四十九年秋に製薬会社 とし、四十九年秋に製薬会社 と製造を中止した。

需製薬がドイツのメーカーと 「クロロキン製剤は、昭和九年ドーイツで抗マラリア剤として開 発され、日本では三十年に吉 では、日本では三十年に古 五十年から五十三年にかけ 月上年から五十三年に別の康者で入ら十 日本五年に別の康者で入ら十 日本五年に別の康者で入ら十 日本五年に別の康者で入ら十 日本五年に別の康者で入ら十 日本五年に別の康者で入ら十 日本五年に別の康者で入ら十

設論を述べた。 しかし、今回のケースについては、の当時、クロロキン しなどの権限が生じる」と一 来にわたっての物価の上昇率 の予測はできない」と一審員 賠償額は、一

どをあげ、「厚生省の対応は 季 不徹底で緩慢ではあったが、 加 四の副作用回班をす・・・ のに過ぎず、当時、義務達反 期上の注意事項に関し、 薬務 加させたため会体では一等の 加させたため会体では一等の 料も認めなかっ た認察額は六十、億円となっ | 後まで闘う。 た慰謝料が最高工五百万円に 郷で患者一人 一筆で認め ので、強い情りを感じる。血物を製剤によるエイズ感染な 岩崎明・原告団長の話 国 無視の体質は今も変わって は、裁判所が憲法で定められ 告、被告双方が容許した。

信頼、

があったとまではいえない」

法は「わが国の損害賠償制度 工算」を主張していたが、判 で「制裁的級謝料とインフレ で「制裁的級謝料とインフレ

# 

# 副作用回避、対応は緩慢だが

1988年(昭和63年) 3月11日(金曜日)

同様認定、一審判決を上回る総額三十六億円(利息分含め六十六億円、一人当たり八千六百万一三百九十万円)の支払いを命じた。しかし、国に 東京高裁民事五部で含い渡された。田尾桃二裁判長は「クロロキン網膜症の発生防止を怠った」として、製薬会社と一部の医療機関の過失を一審 九人が、国と大製聚会社、十四の医療機関を相手取り総額巨六十人億円の損害賠償を求めた「クロロキン薬害訴訟」の控訴等判決が十一日午前、 し、請求を棄却した。大型薬害訴訟で高载の判断はこれが初めて。 ついては「厚生大巨の副作用回避義務は補充的なものに過ぎず、図に義務遠反があったとはいえない」と指摘、図の過失を認めた一響の判断を覆 腎(じん)炎の治療薬に使われたクロロキン製剤の副作用で失明など視力障害になった患者八十七人(うち死亡者二十人)と家族ら計二百五十 (2面に判決理由要旨、社会面に関連記事)

前9時50分過ぎ東京高載で「不当判決」のたれ幕を手に退廷する原告団

# な製薬会社 36億円支払い命令

と網膜症の因果関係について
た」と過失責任を認定した。
ねていたが、副作用が国民のこの訴訟では、クロロキン があったのに、これを 怠っ いて、 第一に製薬業者にめた は医薬品の安全性の確保につ 合には、医薬品の承認取り渦 回の責任に関しては「当時 生命、身体などが侵害される

応発症の副作用の危険性が予 を発症の副作用の危険性が予 五%の上乗せ補償が認められるか――が争点となった。 判決理由で、同裁判長はま 料と、遊失利益や将来の介護 数の意味を込めた高額の歌劇 数の意味を込めた高額の歌劇 などを医師、患者、国民に速 などを医師、患者、国民に速 五%の上乗せ補償が認められ 「三十五年一月までには網膜

事

条斤

FF

(タチ切)

症を未然に防止するべき義務

社工業、稲畑産業(以上大阪) ・ 市に住む元会社員、横沢軍四 と、小野薬品工業、住友化学 ・ 大野薬品工業、住友化学 ・ 大野薬品工業、住友化学 ・ 大野薬品工業、は大阪学 

だ 指摘し、「豆女育」と、 当時なお認められていた」と この日の判決は「有用性は」 推調し、「一致指導は強か つ超大めになされるべきで、 国に観察選択あったとはい えない」と一調液など同じ解 来を通り、配をの費した。 まの日の知故は、国因の樂 事行政への信頼と調符に指す かしを在わせた、といえる。

市)、科研製業(東京中央

など十四の医療機関。

一審の東京地裁は五十七年

フレ加算などの 駆告主要は 退 二月、国ら三者の過失を認定 しかし、簡裁的黙鄙料やイン 千余万円の支払いを命じた。

期待に肩すかし

解説 

に置いた一審判断を改めた。 西に選が、一審判断を改めた。 に置いた一審判断を改めた。

れた十四の医療機関のうち、

また、一審で過失が認めら

## (2)過去の判例に照らし不当④

さらに、集団予防接種によるB型肝炎訴訟最高裁判決(2006年)でも、「遅くとも」1951年には、血清肝炎ウイルス感染を「当然に予見できた」と認定し、国の責任を認定している

ここに挙げた判例は、民法第709条の「故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」を根拠に起こされた訴訟における判決であり、東京高裁の言う「不法行為法」の一つである. (資料4)

18

日本製粉株式会社 http://www.nippn.co.jp

# 

#### 2006年(平成18年) 6月 17日 1曜日 種 愍 した国の責任が認められたる。予防接種が原因とされてい防接種が原因とされてい ことで、国が感染者や患者 50万人以上に上り、この

読売新聞東京本社 第46791号 ₹100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1

電話 (03) 3242-1111 (代)

回 札幌日型肝炎訴訟 所炎患者 人と感染者 人と感染者 人 が10000年6月、国に計 5750万円の賠償を求めて提訴・電 札幌地裁社の 10000年6月、第1次を繋却 したが、2審 札幌高裁社の 年1月、予防接種とワイル では、 の語域では、 のでは、 のでは、

の双方が上告していた。

# 勝訴 国に賠償 命

World Cup 2006

日本あ アルゼ

が感染を防止する義務を怠ったとして、2審・札幌高裁で敗訴した 性は考えにくい」と、予防整理と感染の因果関係を認めた上で、国性は考えにくい」と、予防整理と感染の因果関係可能の可能に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決が16日、最高裁等・小法廷では考えばくい。というには 人を含む原告全員の請求を認め、国に一 集団予防接種での注射器の使い回しを放置し、B型肝炎ウイルス 50万円を支払うよう命じた。原告側の全面勝訴が確定した。 人当たり550万円、計

感染者はC型も含めると3 のは初めて。肝炎ウイルス 器の使い回しで感染のおそを認め、国に賠償を命じた 判決によると、国は注射 最高親校、予助長輝と肝。に対する支援療を迫られる「原告が初めて予防接種を受しさない」と追け、国の責任最高親校、予助長輝と肝。に対する支援療を迫られる「原告が初めて予防接種を受しさない」と過じ、国の責任 ルス感染の因果関係 州決によると、国は注射 報の使い回して感染のおで、予助技種の実施にあたり、「原告5人のうち患者5人に「あり、判決に沿って迅速にれがあることを、遅くとも「自治性の実施にあたり、「原告5人のうち患者5人に「あり、判決に沿って迅速に 〈判決要旨8面、関連記事3・3・35面〉 ていた。これ以降、国には 予防接種の実施にあたり、

「予防接種以外の可能性は、 感染原因の可能性がある」」 を認めた。 一般医療機関でも注射器の国側は上告審で「当時は 消毒は不徹底で、ほかにも あったのに怠っていた。 換したり、十分に消毒した 過

一方、2審・札幌高裁は、

最高裁判決 とで、2人の賠償も認めた。 期間の始まりを遅らせるこ の判決は「患者の場合は接 する「除斥期間」を適用し、を受けた時から20年で消滅 上が経過したことを理由に 接種時から提訴まで20年以

りするよう指導する義務が 請求を退けていた。この日 中島正治・厚生労働省健 が認められたことについて 過が認められたことについて は、重く受け止めている。 原告の方に対しては、誠に 申し訳ないという気持ちで 発生時とすべきだして、除斥

### (2)過去の判例に照らし不当(小括)

以上のように、「不法行為法」または「製造物責任法」を根拠として、因果関係が確立していない段階であっても、「推認」したり、また、「予見可能性」「回避可能性」を認定して、原告勝訴の判決を下した判例が存在するのである。

東京、大阪の両高裁判決は、過去の判例を適切に踏まえない判断と言わざるを得ず、不当である.

# (3)今後の被害を容認する結果をもたらし不当①(予防福祉学の観点から)

疾病や貧困などの社会問題は、起きてしまった場合には事後的な対処を余儀なくされる。しかしながら、最善の策は事前の予防である.

もし今回のイレッサ高裁判決が確定すれば、今後、 少なくとも薬害訴訟においては、被害者は基本的に救 済されず、かつ、薬害の発生・多発を法的に容認する という重大な結果をもたらすことになる.

# (3)今後の被害を容認する結果をもたらし不当②(予防福祉学の観点から)

何故なら、以上にみたように、医薬品使用後に生命・健康被害が生じても、「因果関係が否定できない」段階ならば、企業と国は、その医薬品について必要な規制措置を取らなくても、「疑わしきは罰せず」で、「無罪放免」となるからである。

これは、過去の生命・健康被害の教訓に立ち、被害が起きる前に適切な措置を取って、被害を予防しようという「予防原則」を無視・否定する「歴史の逆流」を作るものと言わざるを得ない。

#### 結論

以上の3点から、イレッサ訴訟東京・大阪両高裁の妥当性を検討すると、不当と考えられる。

今後、危惧されることとしては、事前の予防を最善の策とする予防福祉学の観点から、被害者の救済に大きな役割を果たしてきた司法が今回の判決では逆に将来に向けて被害者を抑圧する可能性を持つものになりかねないと考えられることである.